

北九州市バイオマス有効活用検討会運営検討等業務委託 業務説明書

1 業務名

北九州市バイオマス有効活用検討会運営検討等業務委託

2 業務の概要

(1) 業務内容

別紙、調査内容説明書のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

(3) 参加資格

アに掲げる資格をすべて満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている事業共同体であること。

ア 単体企業

(ア) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項並びに北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(イ) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(ウ) 次の申立てがなされていないこと。

a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始当の申立て。

b 会社更生法第17条に基づく公正手続開始の申立て。

c 民事再生法第21条の規定による再生手続きの申立て。

(エ) 次のいずれかに該当しないこと。

a 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

e 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- f 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
 - (オ) 法人税及び事務所所在地における地方税（法人住民税、事業税など）が未納でないこと。
 - (カ) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、技術提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。
 - (キ) 日本国内において、過去にバイオマス（エネルギー関連でも可）に関する業務について、元請としての実績を有すること。
- イ 事業共同体
- アに掲げる資格をすべて満たしている者により構成される事業共同体であること。

3 担当部局

北九州市環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課
〒803-8501 北九州市小倉北区内 1 番 1 号
TEL 093-582-2238 FAX 093-582-2196
e-mail:kan-chiikienergy@city.kitakyushu.lg.jp

4 会社概要調書の作成及び記載上の留意事項

提出された会社概要調書について、「1（3）参加資格」を満たしているか審査を行う。提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

- (1) 会社概要調書の作成要領
会社概要調書の様式は、別添-1（様式1～6、A4判）に示されるとおりとする。
- (2) 会社概要調書の記載上の留意事項
様式に記載
- (3) 契約書の写し
同種業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを添付すること。

5 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 技術提案書の作成方法
技術提案書の様式は、別添-2（様式7～10、A4判）に示されるとおりとする
- (2) 技術提案書の記載上の留意事項
 - ア 留意事項 様式に記載
 - イ 課題テーマ

- (ア) 検討会の運営について
 - (イ) 検討会運営に必要な調査・検討について
 - (ウ) その他、地域のバイオマスの有効活用について
- (3) 技術提案書の無効
- 提出書類について、この書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある

6 提出物の提出方法等について

- (1) 提出物
- ①会社概要調書（同種業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しも添付すること）
 - ②技術提案書
 - ③応募者（事業共同体の場合は代表者）の貸借対照表（直近決算基2期分）及び損益計算書
 - ④応募者（事業共同体の場合は代表者）に関して、法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税など）に未納がないことの証明書
- (2) 提出方法 持参、郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）
※A4縦に整え、左上ホチキス留めとする
- (3) 提出先 3に同じ
- (4) 提出部数 5部（正1部、写し6部）
- (5) 提出期間 平成28年1月20日（水）まで（土日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- (6) その他 要求した内容以外の書類等については受理しない

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付
- 技術提案に関する質問は、質問書の提出により行うものとする。
質問書の様式は、別添-3（様式11、A4判）に示されるとおりとする。
- (2) 質問書の受付方法
- ア 受付方法 FAX又は電子メール
 - イ 受付先 3に同じ
 - ウ 受付期間 平成28年1月6日（水）から平成28年1月14日（木）の午後5時15分まで
- (3) 質問の回答方法
- 質問者への回答は、FAX又は電子メールにておこなう

8 ヒアリング

(1) ヒアリングの実施

- 6 (1) に掲げる提出物の提出者に対して、以下のとおりヒアリングを行う
- ア 実施場所 北九州市小倉北区域内 1-1 北九州市役所本庁舎 (予定)
 - イ 実施日時 平成 28 年 1 月 21 日 (木) (予定)
 - ウ 出席者 総括責任者、担当技術者 計 3 名以内
- なお、総括責任者は必ず出席のこと

(2) 留意事項

ヒアリングの詳細な場所、日時、留意事項等はヒアリング対象者に別途通知する
ヒアリングにあたっては、企業名を伏せた形で行うため、留意すること

(3) ヒアリング時の説明資料

ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用すること。また、
ヒアリング時の追加資料は受理しない

(4) 出席しない場合の措置

ヒアリングに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではないので、該当する場合はその旨を理由と共に書面（書式自由、ただし A4 判とする。）にてヒアリング翌日の午前 9 時までに提出すること

9 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 受託候補者を選定するための評価基準

評価項目、評価事項、ならびに配点は、別紙「評価基準及び配点」のとおりとする

(2) 受託候補者の選定

参加表明書の評価と技術提案書の評価を合計し、最も評価の高かった者を受託候補者として選定する

(3) 選定通知

- ① 選定された受託候補者に対しては、選定された旨を書面により通知する
- ② ①について、最も高い評価点のものが複数だった場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者とする。
- ③ ②において、見積金額の最も低い者が複数だった場合は、技術提案書の評価が最も高い者を受託候補者とする。

10 非選定理由に関する事項

(1) 非選定通知

受託候補者として選定されなかった者に対しては、その旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）をもって、発注者から通知する

(2) 非選定理由の説明要求

上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面(書式自由、ただしA4判とする。)により発注者に対して非選定理由について説明を求めることができる

(3) 回答方法等

上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う

(4) 受付場所等

非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

ア 受付場所 3に同じ

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

1.1 契約書作成の要否

要

1.2 支払い条件

前金払い 無

1.3 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ

1.4 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時および計量法によるものとする
- (2) 会社概要調書と技術提案書の提出期限は厳守とする
- (3) 会社概要調書・技術提案書の作成・提出及びヒアリング等に関する経費は、参加者の負担とする
- (4) 会社概要調書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、会社概要調書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある
- (5) 会社概要調書及び技術提案書の取扱い
 - ア 提出された会社概要調書及び技術提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない
 - イ 提出された会社概要調書及び技術提案書は、選定・非選定に関わらず、選定後一定の間、評価結果と共に公開する場合がある。非公開を求める場合はその旨を会社概要調書及び技術提案書に記載すること。記載なき場合は公開に同意したも

のとみなすものとする。なお、選定された受託候補者については、原則、非公開を認めないものとする。また、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した旨」は公開するものとする

ウ 上記イにおいて、受託候補者が選定されるまでの間であれば公開についての意思を変更することができる。この場合、書面（書式自由、ただし A4 判とする。）にてその旨を提出すること

エ 提出された会社概要調書及び技術提案書は返却しない

オ 提出された会社概要調書及び技術提案書は、選定を行う作業に必要な範囲又は上記イの場合において、複製を作成することがある。なお、この場合においても公開期間の終了後に複製は破棄する

カ 提出された会社概要調書及び技術提案書及びその複製は、技術提案書の選定及び上記イ以外に提出者に無断で使用しないものとする

(6) 会社概要調書及び技術提案書の提出後において、原則として会社概要調書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、会社概要調書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない

(7) 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない

(8) 本業務に関する委託料は、¥3,000千円以内を想定している

(9) 受託候補者の選定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある